

令和3年市議会12月定例会

所 信 表 明

令和3年11月26日

令和3年市議会12月定例会所信表明

- 令和3年市議会12月定例会の開催にあたりまして、当面する諸課題につきまして、ご報告かたがた所信の一端を申し上げ、議員各位、ならびに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

- まず、当市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する取り組みにつきまして、これまでも適宜ご報告してまいりましたが、あらためて令和3年9月定例会以降の動きを中心に、ご報告を申し上げます。

- はじめに、ワクチン接種への対応状況について申し上げます。
ワクチン接種につきましては、接種開始から半年ほどが経過し、これまでの間、市医師会、薬剤師会、地域の看護師など多くのご協力を賜り、接種を推進してまいりました。
7月下旬から9月にかけては、国からのワクチン供給の減少により、予約を開始しても早期に定員に達してしまう状況などもありましたが、東京都からワクチンの追加供給をいただいたことなどにより、10月上旬には市内におきましても接種を希望される方が予約可能な体制を確保することができました。
具体的な接種状況であります。今週の月曜日、11月22日時点で1回目の接種を終えたかたは全体で117,712人であり、接種率といたしましては、約84.8パーセント、2回目の接種を終えたかたは全体で115,212人であり、接種率と

いたしましては、約 83.0 パーセントとなっております。従いまして、当市におきましては、国がワクチンの配布目安として掲げていた 8 割以上の方への接種をすでに達成しているところであり、あらためてご協力いただきました市医師会・薬剤師会をはじめとする医療関係者、市内の病院等の医療施設の皆さま、また積極的に接種を受けられた市民の皆さまに感謝申し上げます。

なお、当市では、新たに 12 歳になる方や、ご事情によりこれまでワクチン接種を受けることができなかった方などが接種できるよう、規模は縮小いたしますが、未接種者を対象とした集団接種会場の運営を継続してまいります。11 月 28 日の接種分につきましては定員に達しましたが、12 月 19 日日曜日と 1 月 9 日日曜日に保健センターで実施する初回接種分につきましては、12 月 6 日午後 0 時 30 分から予約受付を開始する予定であります。また、年明けにつきましても、引き続き接種可能な場所を設ける方向で検討を進めてまいります。

今後のワクチン追加接種、いわゆるブースター接種の見通しですが、すでに国からの事務連絡に基づき、国が全額を負担する方針のもと、コロナワクチンの 2 回目接種を受けたすべての住民を対象とした接種体制の確保について準備を進めているところであります。

まず、接種対象者であります。先般、国から「追加接種は原則、2 回目接種から 8 か月以上経過した 18 歳以上の方を対象に行う」旨が示されたところであります。この間、一部報道にありました「6 か月後から接種可能」という報道につきましては、地域の感染状況、クラスターの発生状況など、非常に特殊な状況の場合には、事前に厚生労働省に相談したうえで、6 か月経過で接種する場合も

予防接種法に基づく接種の扱いとするものであり、接種間隔を地域の判断に応じて前倒しすることを認めるものではないとのことでした。

このことを踏まえ、本市といたしましてはこれまでの予定どおり、まずは、12月から医療従事者等への接種を開始できるよう、11月18日に、令和3年4月までに2回目接種を終えた方を対象に接種券を送付したところであります。ワクチンの供給などが適切になされる前提となりますが、引き続き、令和3年5月以降に2回目接種を完了した方につきましても、接種8か月後となる日のおおむね2週間前を目途に接種券を送付できるよう準備を進めてまいります。

また、追加接種にかかる会場につきましても、過去の接種実績からあらかじめ接種量の想定ができますことから、必要な量のワクチンが供給された場合に、希望するすべての方が円滑に接種できるよう、集団接種会場および個別接種会場の設置について、関係機関と調整を進めているところであります。なお、集団接種会場につきましても、高齢者接種期間中のバスの運行も含め検討を進めているところであります。

このほか、薬事承認前ではありますが、5歳から11歳の小児へのワクチン接種を見据えた体制整備の検討など、国からの通知をもとに、接種体制の準備を進めているところです。引き続き、国や東京都の動向に注視しながら、市内関係機関と連携を密に、万全な体制を構築してまいります。

- 続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について

申し上げます。

- まず、当市における新型コロナウイルス感染状況についてご報告申し上げます。

全国的に第5波となる感染拡大が6月下旬頃から始まりましたが、その後、爆発的に新規感染者数が増大してまいりました。全国では8月20日に過去最多となる2万5千人を超える新規感染者を記録しておりますが、当市におきましても8月はすべての日で新規感染者数が2桁の人数で増加し、8月18日には過去最多の39人を記録したところであります。8月1ヶ月間では新規感染者が787人となり、8月23日には療養中の方が351名に上る事態となりましたが、その後、1日ごとに多少の増減はあったものの減少に転じ、それ以降は急速に減少してまいりました。

現状は10月の新規感染者数が合計で13人、発生しなかった日が21日間、11月も昨日までに都より公表された新規感染者数は1人、現在療養中の方は0人となり、第5波のピーク時と比較すると大幅に減少しているところであります。

- 続きまして、自宅療養者支援の状況について申し上げます。

第5波の急激な感染者の増加に伴い自宅療養者も急増する中で、東京都のフォローアップセンターによる対応も許容範囲を超えていたことから、東京都からの食料用等の支援物資が届くまでの間の繋ぎとして、当市におきましても食料品等の配送、およびパルスオキシメーターの貸し出しを9月10日配送分から実施いたしました。当市では、受付は健康増進課、配送は地域創生部で対応し、ご連絡

いただいてから可能な限り迅速に配送することができたものと考えております。

事業開始時点では市内でも100人を超える自宅療養者がおり、一定の支援要請はあったものの、第5波の収束とともに支援要請はなくなっております。これまでの実績といたしましては9月30日のご依頼・配送を最後に、食料品等は15世帯34人、パルスオキシメーターは11世帯に貸し出しを行ったところであります。

9月末で緊急事態宣言が解除され、東京都では10月1日から24日を「リバウンド防止措置期間」と定めて飲食店やイベントの制限を一部緩和しましたが、その後も感染状況の改善を受け、10月25日から11月30日を「基本的対策徹底期間」と位置づけ、感染の再拡大を確実に抑え込んでいくこととしております。

- 続きまして、障害者および高齢者施設等におけるPCR検査等について申し上げます。

障害者および高齢者施設等がPCR検査等を実施した際の検査費用に対する補助につきましては、東京都の「区市町村との共同による感染拡大防止推進事業」に基づいて実施しており、これまでも都から当該事業の補助対象期間の延長に関する通知に基づき、順次対応してまいりました。

11月22日付けで、東京都から補助対象期間を令和4年3月まで延長する旨が通知されたことを受け、引き続き、各施設の判断でPCR検査等を実施することができるよう、現在、必要な準備を進めているところであります。

これから本格的な冬を迎えるにあたり、第6波の到来も予想

されておりますことから、本市といたしましても引き続き感染状況および国都の動向を注視し、適時適切な感染対策を行ってまいります。

○ 次に、令和3年度の財政運営についてご報告申し上げます。

本市では、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、この間、4回の補正予算を編成し、国都と歩調を合わせながら、市民生活や市内の経済活動を守る施策等について、時機を捉えて的確に対策を講じているところであります。

このたび、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について事業者支援分として新たに本市の上限額が示されたことを受けまして、これに対応するものとして、市内事業者へのさらなる支援に要する経費等について、本定例会最終日に「令和3年度一般会計補正予算（第5号）」として提案する予定とさせていただきます。

あわせて、11月19日に閣議決定された国の追加経済対策として、18歳以下の子どもへの10万円相当の給付や住居確保給付金の特例措置、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関する申請期間の12月以降への延長、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給などの生活困窮者への支援策などが盛り込まれておりますが、時機を逃さず速やかに予算措置し、時宜にかなった対応が図られるよう、現在、粛々と準備を進めているところであります。

引き続き、国都の動向への迅速な対応や、新型コロナウイルス感染症への対応など、中・長期的な影響を見据えながら安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○ 続きまして、令和4年度の予算編成等についてご報告申し上げます。

第5次総合計画の2年次目となる令和4年度の当初予算は『市民生活を守り、東村山の未来を拓く予算』と位置付け、10月4日に「予算編成方針」の示達を行いました。

令和4年度は大きく「守り」と「攻め」の二つの視点を持って予算を編成していくことが重要と考えております。

「守り」とは、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、防災・減災対策など、市民の生命と生活を守るために基礎的自治体としての基本的使命を果たす、ということであります。そして「攻め」とは、ポストコロナを見据えながら、第5次総合計画や第5次行財政改革大綱第1次実行プログラムに掲げた取り組みを着実に推進し、未来に向かって持続可能なまちづくりをしっかりと推進する、ということであります。

先行きが極めて不透明な情勢ではありますが、従来型の発想に囚われることなく、新型コロナウイルスの感染再拡大を防ぎながら、この間、停滞や縮小を余儀なくされてきた地域経済や市民活動を単に元に戻すだけでなく、コロナ禍により大きく変わりつつある都市生活者のライフスタイルとニーズに合わせ、「住」「職」「遊」がバランスよく融合し、多様性に富んだ人間中心の都市コミュニティを創造することを目指し、新たなかたちでまちを再生・再興できるよう、「守り」と「攻め」のメリハリをつけ柔軟性と機動力をもって、現在、予算編成に取り組んでいるところであります。

○ また、この「攻め」という点につきましては、コロナ禍を転じて、ポストコロナのまちづくりをさらに前に進める取り組みを進めております。

一点目は、年度当初より取組んでまいりました（仮称）東村山市のICT化に関する基本方針の策定についてであります。

同方針につきましては、デジタル庁の創設や自治体DX推進手順書の公表などの国の動向も踏まえ、単なるデジタル化やICT化といった視点ではなく、デジタル技術を手段として用いることにより、ビジネスプロセスや社会全体にもたらされる革命的な変化とされる「デジタルトランスフォーメーション」の視点も加えながら、情報化推進委員会を中心に検討を進めているところであります。

今後は、東村山市行財政改革審議会にもお諮りしながら、東村山市が目指すDXの姿や今後の方向性などを示す「東村山市DX推進基本方針」としてとりまとめ、年度内の策定完了を目指してまいります。

二点目は、先般庁内に設置いたしました「デジタルトランスフォーメーション推進プロジェクトチーム」についてであります。

この間、プロジェクト全体のキックオフとしてDXやスマートシティに関する知識を深めるための勉強会や課題を共有するための若手・中堅職員による庁内座談会などを実施し、DXやスマートシティの推進に向けた庁内全体の機運醸成を図ってまいりました。

また、プロジェクトチーム内に、マイナポータル等の活用による行政手続のオンライン化、デジタルツールを用いた業務改善、地域経済や市民活動の活性化に向けたデジタルによる地域ポイントの仕組みづくりなどをテーマとした3つの部会を設置し、より具体的な

取り組みを検討していくための体制を整えたところであります。今後は設置した部会を中心に、令和4年度中に各取り組みを試行・実装することを視野に入れ、検討を進めてまいりたいと考えております。

9月のデジタル庁発足以来、我が国全体のデジタル社会の形成に向けた動きは一層加速化され、新政権におきましてもデジタル田園都市国家構想の実現に向けた具体策が検討されるなど、社会全体が大きな変革期を迎えようとしております。こうした大きな流れの中においても、デジタル化そのものを目的とするのではなく、デジタルの力によって「市民生活の質の向上」、「持続可能なまちづくり」、「新たな価値の創造」などを進めるという本質的な目的からぶれることがないよう、しっかりと地に足をつけて、DXやスマートシティの取り組みを進めてまいります。

- それでは、各事業の進捗状況や新たな取り組みなどについてご説明申し上げます。
- はじめに、総合計画の推進における取り組みについてご報告申し上げます。

令和3年度前半の新たな取り組みとして、前回ご案内いたしました「東村山市わたしたちのSDGsオープンラボ」の会議の中で、市民に広くPRできる仕組みがあるとよいとのご提案を受け、制度内容の検討を進め、9月中旬より「わたしたちのSDGsパートナー認定制度」として、本格的な運用を開始したところであります。

対象は、市内で積極的にSDGsに取り組んでいる個人・事業者・団体で、申請をいただいた内容について、市ホームページで紹介するものです。パートナーには、それぞれの取り組みを掲載した認定証を交付するほか、デジタルロゴを提供し、さまざまな活動をアピールしていただくことを想定しております。

この間、すでに個人や事業者などから申請をいただき、これまでに12件を認定させていただいておりますが、特に小学校からの申請が多く、各校の特徴的な取り組みや重点目標などを掲げていただいております、次代を担う子どもたちを中心に市内各所での熱心な取り組みが進みつつあるという実感を受けております。

今後も、オープンラボの取り組みなどで、広く市民の方に参加を呼びかけ、一緒に持続可能なまちづくりやSDGsへの関心を深めるとともに、パートナーの取り組みを発信する場や交流会の企画なども検討してまいりたいと考えております。

- 次に、民間事業者提案制度にて採択いたしました、旧第二保育園の跡地利用についてご報告申し上げます。

この間、旧第二保育園の跡地活用に向けた施設整備の協議を進めてまいりましたが、協議過程において明らかになりました用途地域の制限が伴う中での事業化は困難であると、提案事業者と市の双方で結論付けたところであります。

このことから、提案に基づく詳細協議は終了することとし、引き続き、市として当該地の今後の方向性について検討を進めてまいります。

- 次に、ふるさと歴史館内の地域サービス窓口の廃止について申し上げます。

地域サービス窓口につきましては、市内に8か所あり、各種証明書の発行など、地域の方々に広く利用されているところであります。そのうち、巡回型の地域窓口として、毎週水曜日に開設している「ふるさと歴史館内の地域サービス窓口」は、「東村山駅サンパルネ内の地域サービス窓口」開設以降、利用率が低水準で推移しており、地域窓口の近接立地による運用の非効率性や運営経費等の費用対効果の観点から、そのあり方が課題となっておりました。

このことから、アンケート調査や利用状況などの分析、また、マイナンバーカードの取得状況とコンビニエンスストアの利用状況などをもとに検討を重ねた結果、令和3年度をもって「ふるさと歴史館内の地域サービス窓口」を廃止させていただくことといたしました。地域の皆さまに対しましては、丁寧な周知を行うとともに、マイナンバーカードの取得や利活用の促進に向け、手続きの支援に努めてまいります。

なお、他の巡回型の地域サービス窓口、恩多ふれあいセンター内・多摩湖ふれあいセンター内の2か所につきましても、利用状況や施設集約化の可能性などを踏まえて、引き続き窓口のあり方について検討してまいります。

- 次に、東村山市エネルギービジョンの策定について申し上げます。

地球温暖化対策につきましては、令和2年度に策定した第3次東村山市環境基本計画における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの

促進等に取り組んでいるところでありますが、2050（令和32）年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現が明記された改正温暖化対策推進法が令和3年5月に可決成立したことを受け、当市におきましても脱炭素社会を見据えた具体的なロードマップとして、東村山市エネルギービジョンの策定を新たに進めることといたしました。

令和3年度におきましては、策定に向けた基礎調査として、再生可能エネルギーの最大限の導入や温室効果ガス削減に関する現状分析を行うとともに、市の地域特性や削減対策効果を踏まえた温室効果ガスの排出量推計、再生可能エネルギーの導入可能量調査、脱炭素社会の実現に向けたさまざまな課題の整理を行ってまいりたいと考えております。

○ 次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険は、平成30年度からの制度大改革の中で、国は多額の公費を投入し、国保制度の安定化を図るとともに、市区町村保険者には、できるだけ早期の赤字解消を求めています。そのため、当市におきましては、令和元年度に「東村山市国保財政健全化計画」を策定し、令和2年度から2年ごとに国保税の見直しを定めており、令和4年度は国保税の見直しの年度となっております。

このような状況を踏まえ、国保税率の改定につきまして、本年11月9日に当市国保運営協議会に「東村山市国民健康保険税のあり方」について諮問をさせていただき、現在、慎重にご審議いただいているところであります。令和4年市議会3月定例会には、国の法改正等も考慮し、議案として提出する予定であります。

引き続き、制度の安定的・持続的な運営を目指し、努力してまいりたいと考えております。

- 次に、児童館・児童クラブの今後の運営等に関する基本方針の策定に向けた取り組み状況等について申し上げます。

当市の児童クラブにつきましては、9月定例会にて、5月1日現在の待機児童数が49人となったことをご報告させていただいたところではありますが、10月1日現在におきましては、この人数が大きく減少し2人となったところであり、5月時点だけでなく、ある程度の幅を持って需要をしっかりと見極めていくことの重要性をあらためて実感しているところでもあります。

さて、児童館・児童クラブの基本方針の策定に向けた取り組み状況ではありますが、去る8月26日、児童館・児童クラブ運営等検討会より、児童館・児童クラブのグランドデザインの実現に向けた公・民の役割整理の考え方などが示された最終的な提言を頂戴したことにつきましては、すでにご案内のことと存じます。

この提言を真摯に受け止め、現在は、所管において児童館・児童クラブの現場を預かる職員等との意見交換などを行いながら、児童館が引き続き「公」の立場でサービス水準の維持・向上などの役割を担いつつ、児童クラブに多様性のある「民間」の活用を進めていくことなどについて検討を進めております。

あわせて、児童クラブの保護者の代表となる東村山学童保育連絡協議会役員の方々の間で情報共有・意見交換などをはじめとした合意形成に向けた代表者協議の枠組みを設け、民間の活用方法等に関する具体的な検討を開始したところでもあります。

今後とも関係者間でのこうした丁寧な取り組みを継続しながら、基本方針の策定について着実に進めてまいりたいと考えております。

○ 次に、まちづくり関連の取り組みについてご説明申し上げます。

○ まず、中心核の整備についてご報告申し上げます。

はじめに、東村山駅周辺まちづくりであります。連続立体交差事業とあわせたまちづくりについて、将来の高架下の空間や駅周辺の賑わいの創出に向け、市内の事業者や子育て世代の皆さまとワークショップを行い、アイデアを出し合いながら、3月に実施する予定である道路空間を活用したプレイスメイキングの社会実験に向け、検討を進めております。

このような取り組みを通じて、新たに生まれ変わる公共空間の利活用の方策に関する検討の成果をハード面での整備にフィードバックさせながら、駅周辺がハード・ソフト両面にわたり、まさにまちの顔となり、多くの来訪者の回遊と交流など、いきいきとしたアクティビティを誘発する空間となるよう、今後も市民の皆さまと一緒にまちづくりに取り組んでまいります。

また、現在、検討を進めております、連続立体交差事業に関連する今後の具体的なまちづくりにつきまして、本年度末には「まちづくり実行プラン」としてまとめ、市民の皆さまにわかりやすくご案内する考えであり、令和4年1月にパブリックコメントを行う予定であります。

さらに、駅東側の土地の高度利用につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、東口約6ヘクタールの区域について、現況

調査や地区整備の基本方針などの検討を進めており、こちらにつきましても令和4年1月にパブリックコメントを実施する予定としております。

- 続きまして、久米川駅周辺まちづくりについてであります。南口駅前広場の再整備に向けて、地域の皆さまと一緒に課題を共有し、再整備の方向性を検討するため、去る10月29日に第1回久米川駅南口駅前広場検討会議を開催いたしました。

会議には、周辺自治会や商店会などの皆さまにご参加いただき、令和2年度に実施した交通量調査や滞留調査の結果を共有するとともに、お互いの南口駅前広場に対する考えについて意見交換を行いました。今後は、南口駅前広場について、現在実施中のWebアンケートの結果を踏まえ、さらに検討を深めてまいります。

- 続きまして、地方創生推進のためのまちづくりの検討について申し上げます。

これまで、都市計画マスタープランに「魅力創造核」として位置付く、スポーツセンター周辺の事業者の皆さまなどを対象に、地域の位置付けなどをご説明するとともに、将来の土地利用のご意向を伺いながら検討を深めてまいりました。

聞き取り調査では、「地元発意のまちづくりの取り組みについて関心がある」あるいは「まちづくりの取り組みに関する具体的な情報を提供してほしい」などのご意見をいただいております。

また、今後の事業展開や土地活用の計画につきましてもご意見をいただきましたことから、地域の皆さまとの意見交換を行う場と

なる懇談会など、機運醸成につながる取り組みを継続的に行っていく必要があると捉えているところであります。

とりわけ、都市計画道路 3・3・8 号線整備事業に伴い移転を予定している J A 東京みらい東村山支店が、移転先として当該地区を検討されているとのことであり、市といたしましても、市民の交流を豊かにするにぎわいの拠点の形成、および地方創生の観点から、魅力創造核の中でも先行して検討を進めてまいります。

- 続きまして、東村山市立公園指定管理者および公募設置管理制度における設置等予定者公募について申し上げます。

市立公園につきましては、令和 4 年 7 月より指定管理者および公募設置管理制度の導入を予定しており、私を委員長とし、学識経験者、公募市民、関係部の部長で構成する「東村山市立公園指定管理者制度候補者選定委員会」におきまして、募集要項および申請書などについて、熟議を重ね内容を決定いたしました。

10 月 1 日より募集を開始いたしましたが、10 月 14 日に実施した事業者への公募説明会には、予想を上回る 17 事業者のご参加をいただき、当該事業に対する多くの事業者の熱意を感じたところであります。

なお、今後は 12 月 14 日から応募書類を受け付け、書類審査、プレゼンテーション審査を経て、令和 4 年 1 月 13 日に指定管理者候補者および公募設置管理制度における設置等予定者を決定する予定としております。

約 10 年間の指定管理期間となりますが、事業者の柔軟な発想とノウハウにより公園の価値をさらに向上させることで、市立公園が

拠点となり、住みよいまちづくり・賑わいのあるまちづくりに繋がるよう、これまで市民と市が協働して築いてきた当市の公園の歴史を大切にしながら、ポストコロナ時代を見据えた新たな公園づくりに、東村山市とともに取り組んでいこうと考える意欲的な事業者にも数多くご応募いただけることを期待しているところであります。

○ 次に、学校教育について申し上げます。

市立小・中学校におきましても、夏季休業中に新型コロナウイルス感染症に感染した児童・生徒は51人、学校関係者は8人と、これまでとは比較できないほどの増加傾向にありましたが、9月1日の2学期開始以降、学校における感染防止対策の徹底を図るとともに、各ご家庭による感染を回避する行動への協力により感染拡大を防ぐことができ、9月中旬以降は感染者数も減少傾向に転じました。

緊急事態宣言が解除された10月1日からは、通常の教育活動に極力近付けることに努め、運動会や宿泊行事などの学校行事や中学校の部活動につきましても、感染防止対策を講じるなどの工夫をしたうえで実施してまいりました。また、子どもたちが楽しみにしている宿泊行事につきましても、新型コロナウイルス感染症によるキャンセルなどが発生した場合におきましても、家庭への補助が可能となったことにより、安心して行事を計画することができるようになったと、学校からの意見をいただいております。

これから本格的な冬場を迎えるにあたり、基本的な感染防止対策としての手洗いの励行や換気の徹底が難しくなることが想定

されますが、児童・生徒への丁寧な指導を通し、感染防止対策の徹底を図ってまいります。

- 続きまして、東村山スマートスクール構想の進捗状況について申し上げます。

2学期開始以降、各小・中学校ではさまざまな形でタブレット型端末を活用し学習を展開しておりますが、今後の目標といたしましては、タブレットドリル等に自発的に取り組むなど、児童・生徒が端末を活用し、主体的に学習に取り組むことをさらに推進してまいります。

また、第5次総合計画および第2期東村山市創生総合戦略のスタートを契機として、当市の将来を担う小・中学生に向けて郷土への興味関心の喚起・愛着醸成を図り、加えてSDGsの学習と東村山市のまちづくりに関する理解を深めるため、小学校4年生から6年生の全児童、中学校全生徒を対象に大型提示装置やタブレット型端末を活用したオンライン学習型の出前授業も順次進めております。すでに実施した小学校では、東村山市の好きなところ、良いところをSDGsの視点から考え、グループワークを通じて「東村山市をこんなまちにしたい」という意見をタブレット型端末のジャムボードというアプリを使って共有するなど、これまでの出前授業とは異なる形式ですが、活発に意見交換がなされ、「自然をこれからも大切にしたい」「だれにでも優しいまちにしたい」などといった意見があったと聞いております。

一方で、不登校傾向の児童・生徒への学びの保障の観点からも、家庭でのオンライン学習を一層推進する必要があると認識しており、

先の9月定例会最終日でご承認いただきましたWi-Fiルータの追加整備により、通信環境が無いご家庭につきましても対応できたものと認識しております。

今後、さらにICTを活用した教育活動を安心・安全に推進するために、教職員、児童・生徒への情報リテラシーや情報モラル教育とセキュリティ対策を合わせて進めていくことも重要となりますので、引き続き、東村山スマートスクール構想の推進に向け取り組んでまいります。

- 続きまして、児童・生徒の通学路の安全対策について申し上げます。

千葉県八街市で起きた、トラックによる下校中の小学生5人が死傷した事故に伴い、9月定例会の所信表明におきまして通学路の安全点検を実施することをご報告いたしました。

点検箇所の選定におきましては、市立小・中学校22校の指定通学路を主な対象として、過去7年間にPTAなどから寄せられた改善要望を見直し、対策が必要と思われる35箇所を抽出いたしました。これらにつきまして、関係機関との協議のもと、すでに対策がなされている箇所や対策の見通しが立っている箇所を除く14箇所を対象に、学校・PTA・教育委員会・警察と道路管理者が通学路の合同点検を実施し、必要な対策を担当機関ごとに検討していただいているところであります。

今後につきましても、児童・生徒の安全な通学のために、学校・PTA・教育委員会・警察・道路管理者などと連携し、危険箇所の把握と対策を推進してまいります。

- 以上で、各事業の進捗状況や取り組みの説明を終わります。

- 最後に、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、「東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」をはじめ、議案6件をご送付申し上げます。
いずれにつきましても、提案の際にご説明申し上げますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 以上、令和3年市議会12月定例会にあたりまして、当面する諸課題の主な点について申し上げ、所信の一端を述べてまいりました。

- あらためて、議員各位、ならびに市民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、また、提案いたします諸案件のご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の発言を終わります。